平成２６年（フ）第６９号
宮城県宮城郡松島町松島字普賢堂39番地の１　クリスタルビル国分町403号
破産者　畑中　政和
１　決定年月日　平成26年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第７号
秋田県仙北市田沢湖生保内字武蔵野105―49、住民票上の住所秋田県仙北市田沢湖生保内字上堂田92番地
破産者　吉田　　守
１　決定年月日　平成26年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２６年（フ）第１５号
秋田県仙北郡美郷町金沢西根字上四ツ谷117番地　後三年中央住宅Ｃ－２
破産者　冨樫　龍子（旧姓伊藤）
１　決定年月日　平成26年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２６年（フ）第３１号
川崎市幸区南加瀬１丁目４番８―210号　レオパレスヨロズヤＢ
破産者　濱野　吉明
１　決定年月日　平成26年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１８３号
富山県氷見市余川南山50―３階　老人保健施設エルダーヴィラ氷見、住民票上の住所富山市有沢108番地１
破産者　池淵　眞琴
１　決定年月日　平成26年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１８４号
富山市有沢108番地１、前住所富山県氷見市伊勢大町２丁目９番34号
破産者　池淵　　清
１　決定年月日　平成26年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第９号
長野市大字南堀34番地１　コーポ水島１―１Ｃ
破産者　千村　淳季
１　決定年月日　平成26年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２１５号
長野県松本市大字岡田町487番地１
破産者　石井　哲也
１　決定年月日　平成26年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第４６７号
名古屋市守山区小幡常燈１番12号　エスポア千代田101号
破産者　原　　守正
１　決定年月日　平成26年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７４２号
名古屋市南区滝春町19番地の６　滝春荘104号、開始決定時の住所名古屋市南区柴田町３丁目12番地　パレス柴田602号
破産者　田中　孝広
１　決定年月日　平成26年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０６６号
名古屋市守山区町北９番30号　アネックス矢田橋南301号
破産者　原田嘉代子
１　決定年月日　平成26年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１８３号
愛知県春日井市高蔵寺町北１丁目134番地２
破産者　池田コーキングこと　池田　皆見
１　決定年月日　平成26年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６３号
名古屋市西区大野木１丁目161番地　エクセラ大野木101号、従前の住所愛知県一宮市萩原町串作字流５番地
破産者　酒井　幸美
１　決定年月日　平成26年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４５２９号
兵庫県加古川市野口町北野632番地の１　エメラルドマンション東加古川806号
破産者　原　　幸一
１　決定年月日　平成26年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５７号
大阪府豊中市柴原町２丁目３番15―501号
破産者　和島　豊治
１　決定年月日　平成26年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８６１号
兵庫県赤穂郡上郡町高山1228―952、住民票上の住所大阪府東大阪市稲葉１丁目４番45号
破産者　瀬川眞知子
１　決定年月日　平成26年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９１７号
大阪府吹田市垂水町３丁目24番14―103号
破産者　春木　由美
１　決定年月日　平成26年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９０号
大阪府河内長野市楠町西1112番地の７
破産者　宮本なつき
１　決定年月日　平成26年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係